

第1回 福井県地域防災計画原子力防災編 検討委員会 住民避難部会

- (1) 福島第一原子力発電所事故を踏まえた当面の対策について
- (2) 福井県地域防災計画原子力防災編の概要について
- (3) 福島第一原子力発電所事故における避難の課題について
- (4) 第1回検討委員会における意見の概要について

福島第一原子力発電所事故を踏まえた当面の対策について①

分野ごとの検討

〈住民避難体制の検討・避難についての基礎調査実施〉

- 国、防災機関、事業者、市町、県等の関係機関で住民避難体制を検討
- ・昼夜、季節別で交通渋滞等を考慮した避難時間等の基礎調査を実施

〈原子力防災道路のあり方検討〉

- 関係機関で原子力防災道路のあり方を検討
- ・複数ルート化、既存道路の機能強化、雪害等対策の強化、関係機関との連携等

〈被ばく医療体制の検討〉

- 被ばく医療専門家、県等の関係機関で被ばく医療体制を検討
- ・スクリーニング実施体制の確保、安定ヨウ素剤の備蓄、
被ばく医療の知識を持つ医療関係者・行政職員等の養成等
- ・災害時の医療機能維持に向けた体制の検討(避難区域内の医療機能の移転等)

〈環境放射線モニタリング体制の検討〉

- 県、事業者等の関係機関で環境放射線モニタリング体制を検討
- ・モニタリングを実施する範囲、箇所、手法
- ・観測局の設備強化

福島第一原子力発電所事故を踏まえた当面の対策について②

当面の対策

〈発電所周辺地区の避難体制の強化〉

1 住民の避難手段の確保

陸上自衛隊、海上自衛隊、海上保安庁による陸上、海上からの救援体制について調査、協議
漁船による避難について各地区漁業協同組合と災害時応援協定を締結

〈災害時要援護者の避難体制の強化〉

2 ヘリコプターの確保

ヘリ運航業者と災害時応援協定を締結

〈住民への情報伝達体制の強化〉

3 住民への情報提供手段の多重化

データ通信による災害時広報マニュアルの作成
携帯電話会社のエリアメール導入を市町に働きかけ

〈情報収集体制の強化〉

4 放射線監視装置の強化

可搬型発電機を整備
県、事業者で設置するワーキンググループにおいて設備強化等の課題検討

〈災害対応体制の強化〉

5 オフサイトセンター代替施設の整備

代替施設の整備経費について支援措置を国に要望

福井県地域防災計画原子力防災編の概要について①

原子力災害時における災害対策本部等の基準

事 象	福井県地域防災計画 原子力防災編	国の防災基本計画 原子力災害対策編
原子力事業所の敷地境界 で0.5マイクロシーベルト/時の放射線量が検出	(県 庁) 警戒配備体制	/
原子力事業所の敷地境界 で1マイクロシーベルト/ 時の放射線量が検出	(県 庁) 事故対策本部 (○ F C) 現地事故対策本部	
原災法第10条通報	(県 庁) 災害対策本部 (○ F C) 現地災害対策本部	(中央省庁) 関係省庁事故対策連絡会議 (○ F C) 現地事故対策連絡会議
原災法第15条通報	上記の体制を継続	(官 邸) 原子力災害対策本部 (○ F C) 原子力災害現地対策本部

福井県地域防災計画原子力防災編の概要について②

退避等に関する指標

予測線量(単位:ミリシーベルト)		福井県地域防災計画 原子力防災編	国の防災指針
外部被ばくによる 実効線量	放射性ヨウ素に よる甲状腺の 等価線量		
5～10	50～100	住民は、自宅等の 屋内に退避 すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。 指示に従い コンクリート建家の 屋内に退避 すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。	住民は、自宅等の 屋内に退避 すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、 コンクリート建家に退避 するか、又は 避難 すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従い、予測線量が第1レベル(外部被ばくによる実効線量:5～10ミリシーベルト、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量:50～100ミリシーベルト)に達しない場所まで 避難 すること。	住民は、指示に従い コンクリート建家の 屋内に退避 するか、又は 避難 すること。

福島第一原子力発電所事故における避難の課題について

①初動時の対応

- ア 住民に対する情報提供
- イ 国や自治体の意思決定の手順
- ウ 迅速な避難

②規 模

- ア 複数の原子炉での事故
- イ 避難範囲が広域
- ウ スクリーニング対象者の増大

③長 期 化

- ア 避難の長期化に伴う対応
- イ 住民の安全・安心の確保

①初動時の対応

ア 住民に対する情報提供

- ・事故状況の情報 → 正確な情報が伝わらず不安が増大
- ・状況を判断するための情報 → モニタリング値等の情報が不足
- ・予測される事態の情報 → SPEEDI等の予測情報がほとんど公表されない
- ・情報の伝達手段 → 津波による被害で防災無線が使えない

イ 国や自治体の意思決定の手順

- ・避難範囲の決定 → 県単独で避難指示、約30分後に国が避難範囲を拡大
- ・事故状況の情報収集 → オフサイトセンターでの情報収集が困難、その後移転

ウ 迅速な避難

- ・避難範囲の設定 → 十分な説明がないまま、避難範囲を拡大
- ・避難手段 → 自家用車避難による渋滞の発生
- ・災害時要援護者の対応 → 病院の入院患者や介護施設入所者の避難の遅れ

②規 模

ア 複数の原子炉での事故

- ・事故の影響が重大で複雑 → 原子炉ごとに様々に事態が進展

イ 避難範囲が広域

- ・避難者数の増大 → 輸送車両の確保が困難、避難状況の把握が困難
- ・自治体の全域避難 → 避難場所の確保が困難
- ・病院、介護施設の避難の増大 → 輸送用特殊車両、収容先の確保が困難

ウ スクリーニング対象者の増大

- ・スクリーニング対象となる住民が多数発生 → 他県からの応援職員を要請
- ・安定ヨウ素剤の配布 → 国の指示を待たず自治体が配布、国の指示は放出後

③長期化

ア 避難の長期化に伴う対応

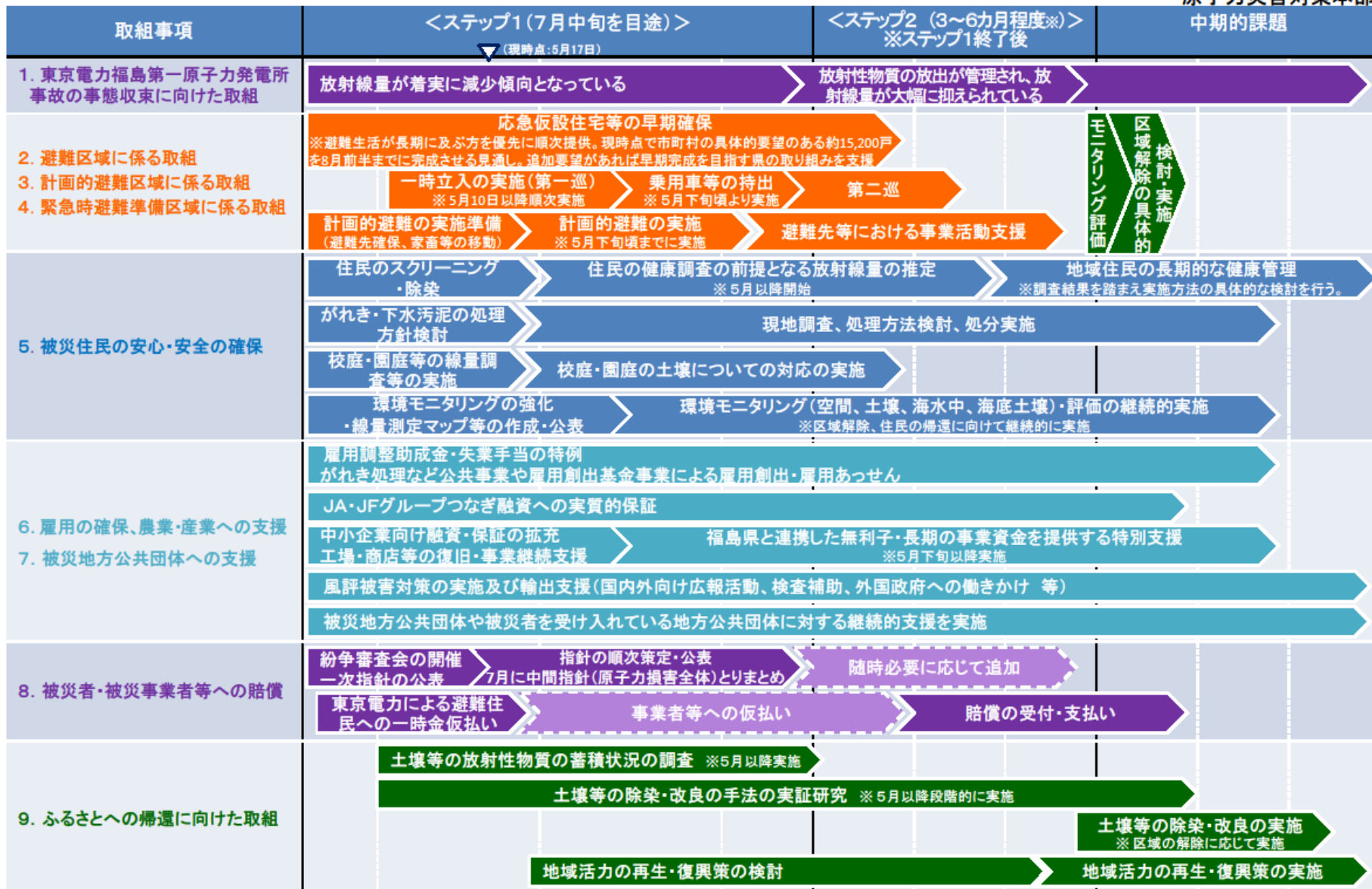
- ・二次避難先の確保 → 仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の活用
- ・要介護者や障害者等への対応 → 避難区域外の他の施設での継続的な受入れ
- ・警戒区域への一時立入の実施 → 希望者の受付、立入時の安全確保
- ・農産物や家畜の取扱い → 出荷制限、作付制限、安楽死による処分、区域外への移動
- ・中小企業者の損害 → 営業損害、財産価値の喪失に対する賠償

イ 住民の安全・安心の確保

- ・地域コミュニティの維持
→ 仮設住宅入居時の配慮、ITを活用するなど地域のつながりの維持の工夫
- ・健康不安等への対応
→ 住民スクリーニング・除染体制の維持継続、健康相談・心のケア、
住民が受けた放射線量の評価、健康調査の実施
- ・教育への支援
→ 避難先での子供の就学機会の確保、学校の校舎・校庭への放射線の影響評価
- ・環境モニタリングの充実
→ 空間、土壌、海水、食品・水道水等の環境モニタリングの継続
- ・がれきや下水汚泥等の取扱い
→ 放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理

原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ

平成23年5月17日
原子力災害対策本部



<参考>福井県原子力防災訓練の想定と福島第一原子力発電所事故との比較



※事故の検証がなされていないので、各機関の公表資料等を基に作成

第1回検討委員会における意見の概要について

委員からの意見(主なもの)

- ・複合災害についての詳細な計画
- ・広域的な緊急交通道の指定の見直し
- ・発電所の近く拠点と、離れたところに大規模な拠点の整備
- ・EPZの範囲をどこまで広げるかの明示
- ・風向き等を考慮したEPZの設定
- ・事業者からの正確な情報提供
- ・避難マニュアルの作成
- ・オフサイトセンターや役場の代替施設
- ・地区単位での避難範囲の設定
- ・在宅の要介護者の避難方法
- ・風評被害対策としての安全証明の発行
- ・知事と首相のホットライン
- ・被ばく汚染のスペシャリストの配置
- ・被ばく医療の医師、被ばく汚染の知識がある自治体職員の養成